

【平成23年第2回定例会 一般質問】

（質問：田中寿一）

私は通告に従い、以下四項目にわたり、質問をいたします。

まず初めに、本区の災害対策について質問いたします。

三月十一日に発生したマグニチュード九・〇、千年に一度という東北関東大震災。その自然の猛威により瞬時に多くの命が失われたことに、日本国民のみならず世界じゅうの人々が茫然自失し、自然の恐ろしさと人間の非力さを痛感させられました。そのような中であって、本区の職員の皆様におかれましては、気仙沼市にて避難所の運営や仮設住宅の入居手続などを通じ、被災者支援に御尽力いただいているところでございます。

私も先日、気仙沼市の被災状況を見てまいりましたが、職員の皆様が被災者の心に手の届く形で、業務に専念されている姿を拝見し、深く頭の下がる思いをいたしました。派遣の職員を募った際には、延べ四百八十四人もの方々が手を上げたということでもあります。職員の皆様のその姿に大きな心強さを感じ、勇気づけられる思いをいたしましたところであります。

以下、三点について質問をいたします。

本区の地域防災計画では、震度五強以上の大地震発生の際、区長を本部長とする災害対策本部が東棟五階の防災センターに自動的に設置されることとなっております。防災センターには、マスクミヤ監視カメラの映像を映し出す映像装置、情報収集のためのコンピュータ、関係機関との連携用の電話・FAX・無線などが配備されております。被害状況を一元的に集約し、自衛隊や警察・消防等、各関係機関と綿密な連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急対策を実施していくための機能であります。しかしながら、危機対応の中核拠点として、その機能を十分に発揮するためには、一層の体制整備が必要であると考えます。

まず、スペースの問題です。関係部局からさまざまな情報連絡者が集合するとともに、自衛隊や警察・消防などと調整を図る空間を確保し、緊急の意思決定と指揮活動を行い、区民への情報伝達を的確に行っていくための十分なスペースが求められます。混乱を招くことなく、その機能を迅速に、的確に発揮できる空間であるか検証が必要です。

次に、非常用電源設備についてであります。東京都は東京湾北部地震マグニチュード六・九が発生した場合のライフラインの復旧について、電力は六日、通信は十四日と想定しています。電力が使えない状況でも、危機発生時に最も肝心な初動の停滞を招くことのない電源確保が求められます。現在、災害対策本部の非常用電源は南棟二階に設けられていますが、耐震補強を行っているとはいえ、昭和三十七年に建築されており、庁舎が被災もしくは浸水した場合には、機能不全に陥る可能性も否定できません。被災及び浸水想定等を踏まえた電源供給の確保が求められます。

危機発生時のあらゆる事態を想定し、災害対策本部の機能を十分に果たすことのできる体制を構築していかなければなりません。区として、災害対策本部の現況をどのように認識しているのか、また、今後どのような充実化を図っていくべきと考えておられるか、区長の御所見をお聞かせください。

また、災害発生により本庁舎が機能不全に陥った場合、現在の計画ではタワーホール船堀に機能全体を移転するとしております。代替施設として利用するには対策本部のためのスペースを確保し、非常用電力や各種通信設備を整備しておくことが求められます。タワーホール船堀においても、本庁舎同様、一刻も早い危機管理機能の整備が必要と考えますが、どのような計画を持って災害対策本部としての機能を備えていくのか、区長の御所見をお聞かせください。

また、災害に対しては、一人ひとりの区民ができ得る限り、それぞれの建物の耐震性や耐火性を高めることに努め、避難ありきではない災害対策を推進することは当然に重要です。しかしながら、

多くの区民が避難所に避難してきた場合に備えて準備を整えておくこともまた不可欠であります。

本区の地域防災計画では、地震火災の拡大により住民に危険が及ぶ場合や被災者の生命・身体を災害から保護する必要がある場合の避難先として、八力所の広域避難所が指定されております。被災地域が区内全域であるのか局地的であるのかなど、規模や状況によって、避難条件も変わってきますが、地域防災計画による避難計画人口では、最も多い避難所で二十万八千四百人、最も少ない避難所でも三万五千七百人であります。つまり、この数値を前提とすれば、各避難所の運営を迅速・的確に行い、被害の拡大を最小限にとどめるためには、いつ、どのような災害が発生しても対応できるだけの体制を整えておくことが求められます。物資の備蓄はもちろんであります。災害情報の収集や正確な情報の提供及び適切な指示に必要な体制づくりが必要です。災害時に大きな役割を果たす広域避難所の現状と今後の対策について、区長の御所見をお聞かせください。

次に、新川の整備についてお伺いします。

平成十八年度より進められてきました新川の整備事業も、平成二十五年度の完成を目指し残り三年弱というところまで進んでまいりました。この間も、地域住民の新川に対する愛着ははぐくまれ、かつての新川では見ることのできなかつた新たな人々の交流が生まれ、心と心の触れ合う空間として生まれ変わりつつあります。土木部を中心とする多くの区職員の皆様の御努力が、人々の新たなつながりをはぐくんでいることに改めて感謝をし、敬意を表するものであります。

新川橋の完成式も今月十六日に予定されているところでありますが、その新川橋より東側については、現在、耐震護岸工事が進められているところであり、これまで堤防が視界をさえぎり、水面の見えない環境であった沿川も、親水性の高い豊かな環境へと整備されつつあります。

一方で、江戸川五丁目と東葛西一丁目においては、都市計画道路補助二八九号線の整備が新川と交差する形で予定されております。そのため、二八九号線から東側における新川の整備については、

滞りが生じるのではないかという懸念がされているところであります。しかしながら、新川整備計画は平成二十五年度の全体完成を目指して地域住民とともに進められてきたところであり、二八九号線以東の整備が滞るとなると、整備済みの地域に住まう人々との公平性の点で、大きな問題が生じることとなります。二八九号線の進捗状況とは切り離し、全長にわたって新川の整備を着実になし遂げることは不可欠であると考えます。地域住民の心意気によって成り立つ、新川における二八九号線以東の整備について、区長の御所見をお聞かせください。

また、先ほど申し上げましたように、整備計画もあと三年ほどで完成を迎えようとしている中、今後はにぎわいづくりを中心としたソフト面における充実もあわせて図っていくときと考えます。新川千本桜や塩の道のロゴマークも公募により、既に決定しております。にぎわいづくりにおける今後の進め方について、どのようにお考えか、区長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域の身近な歴史の継承について、お伺いいたします。

昭和七年に誕生した本区の戦後における歩みを振り返りますと、極度の貧困から立ち上がり、区画整理事業や下水道の布設、都市計画道路の整備や鉄道の誘致など地域住民の協力を土台としながら、近代都市への目覚ましい発展を遂げてまいりました。昭和七年に十万三千人であった人口が、今では六十八万人を超え、その住みやすさは区の内外から高い評価をいただいているところであります。今日の目覚ましい隆盛は、幾多の苦難を克服された先人たちの汗と努力の結晶であることを忘れてはなりません。

さらに時代をさかのぼれば、先に述べた、徳川時代から続く新川や江戸初期にひらかれた元佐倉道、さらには旧行徳街道など由緒ある歴史の面影が街の中にあふれております。新川は千本桜計画を通じて、歴史とともに生まれ変わり、元佐倉道・旧行徳街道においては、平成十九年から昨年度までの四年間にわたる歴史街道整備事業を通じて、その歴史を現在に伝えるに至っております。

区内各地には歴史の長短はあるにせよ、そのほかにも多くの当時の街の姿を物語るものが残されております。一例として、船堀の街には船堀街道から三角方面へと向かう陣屋橋通りがあります。一之江境川親水公園と交わるその場所にかけていたのが、通り名の由来である陣屋橋であります。今では橋の姿はなく、交差点の名称としてその名を残すのみです。交差点から東へ六十メートルほど進んだところに八幡神社があり、そこに「由来の碑」が建てられています。戦国時代、武蔵・下総へ、その手を伸ばそうとしていた小田原を本拠とする北条氏の先兵が伊豆より浜伝いに、船堀の陣屋橋付近に上陸し、陣を構えたことが由来となっています。

陣屋橋を一例として挙げましたが、区内各所には歴史を伝える空間が数多く存在しております。ふるさとを語れること、それはふるさとを愛することに等しいものであります。このような温故知新の街づくりは、個人と地域とを深く結びつけ、ひいては地域力に帰結するものであります。

特に街の持続的な発展を考えると、未来を担う子どもたちに生まれ育った地域にどのような歴史があるのか感じてもらうことは、大変に意義深いことでもあります。今と過去とを結びつけることができこそ、未来をはぐくむ力が養われていくものだと思います。子どもたちにとって、より親しみやすく、わかりやすいもの、例えば、陣屋橋であれば橋の欄干を一部再現するなどして、生活する街の中に当時の面影を感じ取れるようなあり方を考えていくことが求められます。

街づくりを通じて、どのように地域にある身近な歴史を次世代へと継承していくのか、区長の御所見をお伺いいたします。

最後に、今年度夏に行われます中学校教科書採択について、教育長に質問いたします。

今回の教科書採択は、新しい教育基本法が制定されて以来、初めての採択であり、去る六月十七日には区議会自由民主党として「公平な選考方法の実施と事実及び史実に忠実な教科書選定に対する要望書」を教育長に申し入れたところであります。教育基本法改正を実現させた我が自由民主党

にとって、その理念を反映させた教科書を子どもたちの手に届けることは使命であります。しかしながら、今年三月末に検定合格となった教科書を調査してみますと、新しい教育基本法並びに学習指導要領に沿っているとはいいがたい教科書が検定をクリアしていることがうかがえます。

教育基本法の改正点を踏まえ、以下、公民教科書について「新学習指導要領」に沿ったものと言えるのか申し上げます。

まず、国旗・国歌についてであります。

教育基本法は教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と定めており、それに従い、学習指導要領では「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、国旗・国歌を尊重する態度を育てるよう配慮すること」を求めています。

しかしながら、実際に各教科書に目を通して見ますと、我が国の国旗・国歌を尊重することには全く触れることなく「ほかの国々の国旗と国歌を尊重することは現代世界の礼儀となっています」と記すだけのもの、さらには我が国の国旗が「日章旗」であり、国歌が「君が代」であることを本文ではなく、脚注で触れるだけの教科書が存在します。これらを読んだ子どもたちが「日の丸」と「君が代」を尊重するとは、とても思えません。

二点目に、領土についてであります。

昨年の尖閣諸島での中国漁船衝突事件や、北方領土へのロシアや韓国の要人の訪問などを受け、今までになく国民の間に領土に対する意識が高まっています。我が国の領土に対する子どもたちの正確な認識が求められるところでもあります。しかしながら、ある教科書では北方領土に触れるだけで、竹島・尖閣についての記述がありません。そればかりか、その北方領土についても「第二次世

界大戦後にソ連が占領してから六十年以上、これらの島々ではソ連そしてロシアの支配が続いています」と書かれるのみであり、北方領土が「不法に占拠」されていることの記述がありません。

また別の教科書の記述では「日本海に位置する竹島については、日本と韓国の中にその領有をめぐって主張に相違があり、未解決の問題となっています。また、東シナ海に位置する尖閣諸島については中国もその領有を主張しています」となっており、竹島や尖閣諸島について我が国固有の領土であるにもかかわらず、韓国や中国の主張にも同等の正当性があると子どもたちが錯覚してしまう可能性のある書かれ方です。こうした内容では、我が国の領土に対する正しい認識を得ることはできないと考えるところであります。

三点目に、自衛隊についてであります。

学習指導要領は、その解説の中で「自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割」や「我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献しているさまざまな国際貢献について考えさせる」としています。

東日本大震災での自衛隊の献身的な災害派遣活動に対して、被災者をはじめとする国民が心から感謝し、世界からも高い評価を受けたところであります。自衛隊が日本国憲法の平和主義のもとにあることは、既に国民的コンセンサスとなっております。

しかしながら、教科書によっては学習指導要領の趣旨とはかけ離れた記述が数多く見受けられます。そもそも防衛という自衛隊の果たしている役割の記述がない教科書や、記載があっても自衛隊違憲論のほうに多くの字数を費やす教科書が残念ながら見受けられるのが現実です。

子どもたちが自衛隊に対して、憲法に違反する組織であり、国際貢献活動を行うにふさわしくない組織であると理解してしまう可能性を否定できない教科書が存在し、災害援助や支援活動に至っては、大半の教科書が触れていないというところであり、そのような教科書で自衛隊についての正

しい理解が得られるとは考えられません。

四点目に、拉致問題についてであります。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重要な問題であり、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、総力を挙げて最大限の努力を尽くすべきというのが日本政府の方針です。ところが、ある教科書の記述では「日本との関係では拉致問題が残り、北朝鮮との関係は好転していません」となっており、拉致問題が北朝鮮との正常化を阻害しているかのようにとらえられかねません。「拉致問題の解決がなければ北朝鮮との国交正常化はあり得ない」とするのが日本政府の立場であり、北朝鮮の不誠実な対応により交渉が進展していない現状を子どもたちに理解させるには全く至っておりません。このような内容で、拉致問題が人権と国家主権を侵害する重大な国家犯罪であること、そして同じ中学生が拉致されたという深刻さを子どもたちが認識できるとは到底思えません。

五点目に、外国人参政権についてであります。

参政権は国民固有の権利であり、最高裁は国家の意思を形成する国民主権にかかわる権利である選挙権は、日本国籍を有する日本人にのみ保障された権利であり、我が国に在留する外国人に及ぶものではないと判断しています。また、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものではないとも判示しています。

しかし、そのような事実があるにもかかわらず、ある教科書では「現在、日本に住む外国人には選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。これらについては違憲ではないかとする訴訟がしばしば起こっています」と記すのみで、選挙権は国民固有の権利と最高裁で判断されている事実に触れられておりません。

別の教科書では「日本国籍がないため、日本に永住し納税の義務を果たしていても参政権はあり

ません」と記述されておりますが、言うまでもなく「納税の義務」は参政権とは無関係であります。

このような記述では、在日外国人に参政権を与えないことは差別であると子どもたちが理解する可能性が高いと考えられ、参政権が国民主権の原理に基づいた、国民固有の権利であるという正しい認識を得ることは困難と言わざるを得ません。

以上、国旗・国歌、領土、自衛隊、拉致問題、外国人参政権についての問題点を述べてまいりましたが、ほかにも多くの問題となる記述が存在します。このような教科書で新教育基本法及び学習指導要領の趣旨に即した教育ができるとお考えか、教育長の御所見をお伺いたします。

以上をもちまして、私の第一回目の質問を終わります。

(答弁：多田区長)

防災問題からであります。本庁舎の本部スペースが十分かということではあります。十分とは言えないのだろうと思っておりますが、あれでも最近、大分拡充したところでございまして、田中議員が最初に当選なさったその年に今のような形になっているわけではあります。それ以前は大変お粗末でございまして、会議室があったということではございました。これではいけないということで、いろいろな機器をそろえまして、今のような状況に拡充をしたと、こういうことではございます。

多くの防災機関が集まったときに、あれでは到底入りきれないということもあるように思いますが、そういうときには五階の部屋は常時、人が使っている部屋ということではないものですから、全面的にそういう人たちの作業する部屋ということに変わり得るといような条件を持っておりますので、あれ以上は今、庁舎の中でいわゆる防災の本部室を拡充する、拡大するということが出来ませんものから、一応そういう状況だということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、つまりいろいろな機器を使いますが、電源の問題ではあります。電源は非常電源とか、

あるいは電源車とかいうものを持っておりますが、つまり、所在するところが低い階にありますので、水害のときに、いわゆる三メートルとか、それ以上の水がついたときには機能不全ということにならざるを得ません。これは一つの弱点ということになります。電源車も、高いところに上げるという場所がありませんから、電源車を持っているということであっても、その電源を使うことはできない。こういうことになるものですから、率直に申し上げて、電源の問題は洪水があつて三メートル以上の三・五メートルとか、そういうような水がついたときには、機能不全ということになってしまうと、これは大変な問題でありますので、解決したいのでありますが、にわかにかこれを解消するというわけにもいかないのです、これは大きな課題ということになるわけでございます。

それから、こちらの本部が壊滅したときに、最近の検討でいわゆるサブ施設として船堀を使う。こういうことは考えなければいけないということになっておりますが、あちらも多少それを想定してつくっておりますけれども、まだまだ拡充する必要があると思われまゝ。非常電源につきましても、船堀タワーホールは地下二階でありますから、水がついたときには、これも機能不全ということになる。こういうことでありますから、電源の問題はこれから私どもの弱点とするところでありまゝから、何とかして解決をしていかなければいけない。そういうことだというふうに思っているところでございます。

それから、広域避難場所は、昭和五十年代の関東大震災を想定して、全域にいろいろ考えられた仕組みでありますけれども、とにかく広いところを指定しようということですから、広いところは街の中に限られておりますので、それが一応場所が取れるところは広域避難場所に指定して、おおむねの避難の何かいわゆる住民の動きを、そういうところに誘導する。そういうことでありますけれども、これはもちろん、いきなり全部の人が集まるということではありませんので、第一次避難場所、つまり、学校とかそういうところに避難していた人が、火災の延焼で危なくなってきたとい

うようなときに、さらに移動するという、そういう最終避難場所ということでもありますけれども、これが数として大丈夫かどうかということは、これはなかなか定かにはいいというわけにもいきませんし、それから、そんなには要らないということも言えるかもしれません。つまり、大震災のときに水害は別ですけれども、大震災のときにはこの全域が避難をしなければいけないところになるかどうかということは、これは定かには言えませんので、状況想定をいろいろ考えながら、もう少しこれは避難場所としての役割をどう果たせるかということをも究明していく必要がある。そういうことだと考えております。

それから、新川です。これは予定どおり完成をさせたいということではありますが、今、道路の二八九号線の問題は計画線としてありますが、あれはすぐにはできないので新川の護岸工事のほうを先にやらなければなりません。その際に、やはり将来そこに橋がかかるということは想定して、そして工事をすることにしていただきますので、手戻りがないという形で施工すると、そういうことにしておりますので、この道路が、またいずれできますときにいろいろ御協力をいただいてということになると、こういうことをございます。

それから、にぎわいの問題でありますけれども、これはだんだん完成してまいりますので、地元の方々もいろいろな機運が高まってくると思います。あくまで、これは官製にぎわいではなくして、地元の方々がやはり中心になって考えていただきながら、時間をかけてもいいからやはり徐々にいいものをつくっていく。こういうことで努力をしてもらいたいと思っております、当然、私どもお手伝いはするということになりますが、行政の何か考え方でこうやってくれ、ああやってくれということはすべきではないと、そういうふうに思っておりますので、あくまで地域の盛り上がりを待つ。こういうことをございます。

それから、いろいろ歴史的な背景があります。新川の歴史については、区史などには詳細にいろ

いる歴史的な史実が出ておりますけれども、こういうことはやはり一般住民の方々がわかっていた
だきながら、特に周辺の方がここはこういうところだったんだということを、やはり知識としても
あるいは自分の信条としても理解して、そこを愛するという心につなげていただきたいと、そうい
うふうに思うわけでありませう。これも、やはり地域の方がそこに興味をもっていただくというこ
とが、どうしても必要だということになると思います。

区内にも、幾つかのいろいろな例がありまして、船堀にも船堀歴史会というのがありまして、木
本先生のところのお寺さんが中心になってやっておりますが、そこに五分一という千葉街道。千葉
街道は由緒のある街道でありますから、江戸時代から多くの皆さんが法華経寺にお参りするときに、
みんな通ったり、例えば、宮本武蔵も多分通ったと思いますし、五分一という名前が残っているの
ですが、五分一というのは今、公式の名前ではありません。唯一信号機のところに、五分一という
名前が残っているのであります。それが公が使っている名前なわけですけれども、地域の方々は五
分一ということに大変興味を持って、そのことを研究しておられる。五分一史談会というのでき
ておりまして、皆さんが歴史を勉強して、最近、本を出版されました。これは、もう全く地域の方々
がおつくりになった、いろいろ研究をしてそういうことによって、史談会というのは、つまりグリ
ーンパレスでよく会合を開きます。私も時々出席をさせていただきますが、非常に大勢いらっしや
るのです、史談会の会員は。ですから、そういうふうになんか発展していくことが望ましい。

春江には、名主屋敷を中心に椿頭彰の会というのがありまして、椿頭彰の会というのも非常に熱
心な皆さんが集まって、あそこの開拓の歴史です。それを、すばらしい本にして最近出版してあり
ますけれども、そういうこともいろいろあるものですから、いずれ新川のほりもそういう人たち
のグループで、つまり歴史的ないろいろな発掘や当時の証言とか、今いらっしやる方々のお話を聞
いたり、そういうことで厚みのある郷土史が生まれていって、それを皆さんが手にし、目にするこ

とができると実際に歩くこともできるとそういうことになるといいなというふうに思っております。もちろん、いろいろ区が応援することもできますので、ぜひともそういう形で盛り上げていただきたいと思います。

(答弁：浅野教育長)

来年度に向けて、現在進められている中学校の教科書採択につきまして、特に社会の教科書につきまして、さまざまな項目について、御意見をちょうだいいたしました。いろいろな御意見があるというふうには思いますが、教育委員会としては文科省の検定を通った教科書については、基本的には、教育基本法、学習指導要領に沿ったものとして、そういうことを前提にして、その中から選定をしていくということになります。

まだちょっと今の時期、教科書の採択を進めている時期でございますので、この段階でそこに選考に当たる教科書について、今の段階で評価したり、適否についてコメントすることは今の段階ではできないということを、ぜひ御理解をいただきたいというふうには思います。

中学校社会科教科書の採択に当たりましては、教科の目標として特に広い視野に立って社会に対する関心を高め、それから諸資料に基づいて多面的、多角的に考えて我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めるということを目指しているというふうに理解してございますので、そういった能力を身につけさせる視点で採択事務を進めているというふうに考えてございます。

今回、御意見をいただいた項目につきましては、国土や歴史それから平和、それから人権等にかかって非常に大切な視点から、いろいろ御意見をいただいたというふうに受けとめてございます。十分、議論を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

それから、国旗・国歌につきましては、教科としての社会科の公民的な分野で取り扱われますけ

れども、そのことに限らず特別活動である、例えば、卒業式のような機会をとらえるなどして教育活動全体の中でもしっかり位置づけて、子どもたちに理解を深められるよう、これからも努めていきたいというふうに思っております。

(区長及び教育長の答弁に対して：田中寿一)

一点目の災害対策本部の件でありますけれども、なかなか非常用電源の確保は難しいという現状で、改善策を図るのは厳しいという現況ではありますけれども、しかしながら、災害対策本部がまさに災害時の中枢の拠点となっていくということであることには間違いありませんので、さまざまなお知恵を出し合いながら、ぜひとも改善を図っていただきたいという六十八万区民の生命と財産を、まず守ることを念頭に頑張りたいとこのように思います。

広域避難所においては、もうお話がありましたとおり、確かに被災の状況によって、全体的なのか、ましては局地的なのか、そういうことは臨機応変に対応していかなければいけないところだと思いますが、やはりある程度の各広域避難所における想定ということではできることだと思います。局地的であったとしても、全体であったとしても広域避難所の運営がスムーズに的確に迅速に行われることを要望させていただきます。

新川については、二八九号線との絡みでありますけれども、これは二八九の進捗状況とは、また別にしてしっかり御整備いただくというお話をいただきまして、まことにありがとうございます。もう、これは本当に地元の方々が強く望んでいるところでありますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

地域の身近な歴史の継承についてであります。るる江戸川区内各所における歴史の研究会ですか、そういったさまざまなお話がございました。やはり、地域の歴史を次世代へつないでいこう

という思いは、各地域においてやはり強いものなのだなということを改めて実感したところであり
ます。ぜひとも、お話にありましたとおり、厚みのある郷土史ということでそういった江戸川区内
における風土といたしますか、空気を盛り上げていていただきたいと、このように思います。

最後に、教科書採択についてでありますけれども、先ほども申し上げましたように、私たち区議
会自由民主党としても、公平な選考のあり方、それから事実や史実に基づいた教科書の採択という
ことで意見書も教育長のほうに申し入れをしたところでございます。新教育基本法、それから新学
習指導要領、非常に重大な改正点を含んでいるものだと私は思っております。そういった改正点が
しっかりと教科書に反映されているものを採択していただく。文科省の検定を通ったといえど、正
直言いまして、本当に新学習指導要領や新教育基本法の趣旨に沿っているとは言いがたいようなも
のもあるというのが、私はそういうような認識を持っておりますので、ぜひともそれらの趣旨に沿
ったものを採択していただきたいということを要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。